

危険物指定品目一覧

〈消防法に定めるもの〉

(単位 リットル)

種別	区分	品目	指定数量	算出基準	指定数量の1/5
	第一石油類	ラッカーシンナー ガソリン	200		40
第 四 類	第二石油類 灯油・軽油を 含む	石油系シンナー 合成樹脂塗料用シンナー 合成樹脂クリヤー塗料 硝化綿クリヤーラッカー 硝化綿ラッカーエナメル 硝化綿下地塗料 アスファルトプライマー リターダーシンナー 剥離剤 酒精塗料	1000	すべての品目 を合計して1 倍以上は危険 物の貯蔵、取 扱となる	200
	第三石油類 重油を含む	油ワニス 油エナメル 油性下地塗料 合成樹脂エナメル塗料 油性フェノール樹脂ワニス 液状ドライヤー 歴青ワニス	2000		400
	第四石油類	潤滑油 現場発泡ウレタン原液	6000		1200

* 1 作業所における危険物の貯蔵、取扱とみなされる算出基準 (倍数計算)

$$\frac{A \text{の貯蔵量}}{A \text{の指定数量}} + \frac{B \text{の貯蔵量}}{B \text{の指定数量}} + \frac{C \text{の貯蔵量}}{C \text{の指定数量}} = \text{倍数}$$

* 消防署への届出

消防法による届出……算出基準により1倍以上となる時

市町村条例による届出…1倍未満で指定数量の1/5を超える時

* 指定数量以上の危険物を10日以内仮貯蔵・取扱は消防長または消防署長の承認で良い
但し10日ごとの更新が必要

* 引火点による危険度区分

第一石油類…21℃未満

第二石油類…21℃をこえて70℃未満

第三石油類…70℃以上200℃未満

第四石油類…20℃以上